

令和7年度鳥取市職員採用試験 (令和8年4月採用予定)

受 験 案 内

募集職種

医師【公衆衛生】

- 受付期間** 令和7年5月7日（水）から
令和8年3月31日（火）までの間
- 試験日** 別途お送りする受験票に記載する日時
- 試験会場** 別途お送りする受験票に記載する会場



鳥取市総務部職員課(本庁舎6階)

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

電話(0857)30-8116(直通)

SQのあるまち 鳥取市

鳥取市公式ウェブサイト <https://www.city.tottori.lg.jp/>

1 試験区分、採用予定者数、受験資格及び職務内容

試験区分	採用 予定者数	受験資格	職務内容
医師 (公衆衛生)	1人程度	次のいずれにも該当する人 ・応募日の属する年度末時点で59歳以下の人 ・医師免許を有する人 ※平成16年度以降に医師免許を取得した場合は、臨床研修を修了した人又は令和8年3月31日までに修了見込みの人	保健所等における公衆衛生業務

《受験できる人》

- 日本国籍を有する人
- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

《受験できない人》

- 地方公務員法第16条の規定により次のいずれかに該当する人
 - ・禁錮（令和7年6月1日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 受付期間 令和7年5月7日(水) から令和8年3月31日(火)までの間

※上記期間中、随時申込みを受け付けますが、受付期間中であっても合格者が決定され次第に受付を締め切ります。

※郵送又は信書便での申込みの場合は、令和8年3月31日(火)までの消印（通信日付印）等、受付期間内に申込手続を済ませたことが明確に確認できる場合に限り受け付けます。

3 試験日、試験会場

別途お送りする受験票に記載する日時及び会場

4 受験申込手続

下記の提出書類を、持参、郵送又は信書便のいずれかの方法でご提出ください。なお、持参の場合の受付時間は8時30分から17時15分まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休業日（12月29日（月）から1月2日（金）まで）を除く。）です。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ◎受験申込書1部 ◎経歴書1部 ◎自己紹介書1部 ◎医師免許証の写し ◎臨床研修修了登録証の写し（平成16年度以降に医師免許を取得した人のみ） ※令和8年3月31日までに臨床研修修了見込みの人は、臨床研修修了後に臨床研修修了登録証を提出いただきます。
申込先	〒680-8571 鳥取市幸町71番地（鳥取市役所本庁舎6階） 鳥取市総務部職員課人事係 電話 0857-30-8116
注意事項	・封筒の表に赤字で「職員採用試験受験（医師）」と記載してください。

受験票の 交付	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票は申込みのあった都度、試験日程を調整の上、申込者に郵送します。 ・受験票に試験日時・試験会場を記載して郵送します。 ・申込み後、2週間を経過しても受験票が届かない場合は、職員課人事係までお問合せください。 ・受験票に記載した試験日時にやむを得ず受験できない場合は、申込みは無効となりますので、受験を希望される場合は再度の受験申込手続を行ってください。
------------	--

※受験申込み時の記入事項に不備がある場合は、申込みを受付けできない場合があります。受験申込手続には十分注意してください。また、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込んでください。

※身体に障がいのある方で、車いすで来場される等、試験実施時に配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込み時にその旨をお知らせください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

5 試験内容

試験種目	内 容
書類審査	提出された経歴書及び自己紹介書に基づき、職務遂行に必要な経歴及び専門性並びに意欲について審査 (注) 公衆衛生医師としての業務経験のある方又は公衆衛生に係る大学等における単位取得者を積極的に評価します。
人物試験	個別面接による専門知識・人物についての口述試験

6 合格者の決定方法

書類審査と人物試験の合計得点の高い順に合格者を決定します。なお、各試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に到達しない場合は合計得点にかかわらず不合格となります。また、試験の結果によっては、合格者がいない場合もあります。

※必要な要件を欠いていることが明らかとなった場合や、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、この試験に合格しても採用されないことがあります。

※最終合格者の決定後、採用までに受験資格等の確認のため、各種証明書等（職歴証明書等）を提出していただくことがあります。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を市本庁舎6階掲示板に掲示し、併せて鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、受験者全員に結果を通知します。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証、個人番号カード等の写真付きの身分証明書いずれか一点を携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、代理等による請求では開示できません。

開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験種目ごとの得点、合計得点、順位	試験の合格発表の日から1か月間	総務部職員課 (市本庁舎6階)

9 合格者の採用及び給与

(1) 採用

原則として令和8年4月1日を予定していますが、合格者と調整の上、決定します。なお、受験資格がないこと、受験申込書等に虚偽等の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。また、必要な資格や免許の取得、研修の修了がなされていない場合は、合格していても採用候補者名簿の登録資格を失います。

(2) 給与

初任給は、職歴等の経歴に応じて決定されます。

◎医師（大学卒業後、臨床研修を修了した27歳程度を想定）年収約915万円程度
※上記の年収は、給料、期末・勤勉手当、初任給調整手当及び地域手当の合計額（概ねの目安）です。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。

※昇給は、原則として毎年1回、1月1日に行われます。

10 その他

(1) 日本国籍を有しない職員の任用について

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則に基づき、外国籍の職員は「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に携わる職以外の職に任用されます。

「公権力の行使」に該当する業務及び「公の意思形成への参画」に携わる職の主なものは次のとおりです。

公権力の行使に該当する業務

○税の賦課・徴収・滞納処分に関する事務、生活保護に関する事務、建築確認に関する事務など

公の意思形成への参画に携わる職

○行政施策の企画、立案、決定に参画する職で、部長・局長・次長・課長など

(2) 試験に関する注意事項

- ・試験当日は、必ず受験票に記載している受付時間内に会場入りし、受付を済ませてください。原則として、遅刻者は受験できません。
- ・試験会場の駐車場は台数に限りがありますので、自家用車等での来場はご遠慮ください（駐車場内でのトラブルに関しては、一切責任を持ちません。また、会場駐車場以外の商業施設への駐車、道路への路上駐車は絶対にしないでください。）
- ・受験の際は、受験票を必ず持参してください。
- ・時計は、時計機能だけのものに限りです。
- ・試験会場（敷地内含む。）での喫煙は禁止します。
- ・試験中は携帯電話、スマートフォンなど携帯端末の使用は禁止します。

(3) その他注意事項

- ・地震、台風などの災害等により、やむを得ず選考日程・会場を変更する場合があります。選考実施に関し、緊急にお知らせする事項がある場合は、鳥取市公式ウェブサイトでお知らせしますので試験前日まで日々ご確認ください（選考日程の変更により生じた交通費・宿泊費等に係る損害については一切負担しませんので予めご了承ください。）
- ・鳥取市職員採用試験は、皆さまの申込みによって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は、体調不良の場合を除き必ず受験していただきますようお願いいたします。

11 個人情報の取扱い

令和7年度鳥取市職員採用試験の実施に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。